

京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり 推進条例が成立、公布しました

～ 京都府内初！SDGsを原動力とした地方創生の実現へ ～

令和4年 10月7日

京 丹 後 市

昨日、10月6日に開かれました令和4年9月定例会本会議において、「京丹後市 SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例」が賛成多数により成立、同日付で公布されましたのでお知らせします。

本条例は、令和3年5月に国から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、目標年次である2030年に向けて、行政、市民、事業者等がSDGsの考え方をそれぞれの活動等に取り入れ、協力・協働しながら一丸となってまちづくりを推進していくための共通の指針として制定したものです。

SDGsを掲げる条例としては京都府内初であり、今後は、本条例の周知を広く行いつつ、持続可能で、夢と希望にあふれるまちの創生・発展を目指し、市民の皆さんとともに積極的な取組を進めてまいります。

記

1. 条例の目的・趣旨

市の施策、市民の取り組み等にSDGsの理念や考え方を取り入れるため、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市全体で共有し、相互に協力及び協働することにより、SDGsの達成への貢献とこれを原動力とした本市の社会・経済課題解決の両立、地方創生の実現に資することを目的とするもの。

【基本理念】

- ①SDGsに掲げる「誰ひとり取り残さない」の基本理念、17の目標及びその考え方をできる限り取り入れること。
- ②市、市民等及びステークホルダーは、SDGsの達成に向けて、それぞれが主体的及び協力・協働して取り組むことに努めること。
- ③SDGsの達成と本市のまちづくりが両立・相乗して持続し発展していくことを目指すものであること。

2. 検討経過

令和3年5月21日	京丹後市が国の「SDGs未来都市」に選定
令和4年5月20日	京丹後市SDGs推進市民会議で条例素案を説明
令和4年7月22日	京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部で意見交換
令和4年8月1日～19日	パブリックコメントの実施
令和4年8月4日	京丹後市SDGs推進市民会議に意見照会（書面）
令和4年8月23日	例規審査委員会

【問い合わせ先】
京丹後市市長公室政策企画課
電話：0772-69-0120

(別記)

京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例

世界は今、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題を共有するとともに、グローバル経済の下、一国の経済危機が瞬時に他国・地域に連鎖・影響する中で、経済ばかりか、紛争・貧困・格差・保健等の平和や社会の望ましい秩序と安んびを形成するための諸課題に対して、世界中の国・地域と人々が互いに協力・協調して、その解決に向けて取り組んでいくことが欠かせません。

こうした状況を踏まえ、平成27年(2015年)に国際社会の共通目標として国連において採択された持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)では、「誰ひとり取り残さない」との理念の下、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための17の目標(以下「17の目標」という。)と169のターゲット、232の指標が掲げられ、世界中の国・地域がその達成を目指す中で、我が国においても国と地域が連帯・連携してその目標達成の実現を推進しています。

そうした中で、京丹後市に暮らす私たちも、SDGsの推進とまちづくりの相乗発展を目指して、先人から受け継いだ豊かで美しい自然環境や多彩な産業、歴史・文化といった地域資源や先端技術を活かし、誰ひとり置き去りにされない、誰もが幸福実感にあふれる、ウェルビーイングな市民総幸福のまちの実現を進めており、今後とも、市、市民及び事業者等が協力・協働し、それぞれ自主的、主体的で積極的な取り組みが求められています。

ここに、私たちは、令和3年、国から「SDGs未来都市」に認定された自覚も深め、令和12年(2030年)に向けて、SDGsの理念を共有し、その達成に向けた取り組みを推進することにより、地球と世界の未来にしっかりと貢献すること、そして、持続可能で、夢と希望にあふれるまちの創生・発展を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市の施策、市民の取り組み等に国際社会の共通目標であるSDGsの理念や考え方を取り入れるため、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市全体で共有し、相互に協力及び協働することにより、SDGsの達成への貢献とこれを原動力とした本市の社会・経済課題解決の両立、

地方創生の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) S D G s S u s t a i n a b l e D e v e l o p m e n t G o a l s の略称であり、平成27年(2015年)に国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた令和12年(2030年)までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で事業若しくは活動する個人及び法人その他団体をいう。
- (3) ステークホルダー 本条例又は関連する施策を推進する過程に関わる個人、企業、団体その他の多様な関係者をいう。

(基本理念)

第3条 この条例の推進における基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) S D G s に掲げる「誰ひとり取り残さない」の基本理念、17の目標及びその考え方をできる限り取り入れること。
- (2) 市、市民等及びステークホルダーは、S D G s の達成に向けて、それぞれが主体的及び協力・協働して取り組むことに努めること。
- (3) S D G s の達成と本市のまちづくりが両立・相乗して持続し発展していくことを目指すものであること。

(市の責務)

第4条 市の責務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、前条の基本理念に基づき、施策の推進又は新規の施策の企画立案若しくは既存の施策の見直しに当たっては、S D G s の達成に資する施策や考え方をできる限り取り入れ、効果的かつ計画的に実施、推進するものとする。
- (2) 市は、S D G s の達成に資する施策の推進に当たっては、市民等及びステ

ークホルダーと協力・協働し、効果的にこれを推進するものとし、市民等及びステークホルダーの自主的な取り組みへの協力に努めるものとする。

(3) 市は、全ての職員がSDGsへの理解を深め、その推進に取り組めるよう、必要な研修を行うものとする。

(4) 市は、市民等がSDGsへの理解を深め、自主的な取り組みが促進されるよう、広報及び啓発並びに教育及び学習の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、SDGsへの関心と理解を深め、市及びステークホルダーが実施する取り組みへ協力するものとし、家庭、職場、地域等での日常活動において、SDGsの達成に資する取り組みを自主的に行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、令和12年度末をもって必要な見直しを行う。